

竹原保育園の民間移管（民営化）について

長泉町こども未来課



説明内容

1 教育・保育施設再配置の概要

2 民営化の手法について

3 民営化で変わること

4 今後のスケジュールについて

■ 1 教育・保育施設再配置の概要

幼稚園

- 施設存続の基準に基づく統廃合
- 既存施設の維持向上

保育園

- 効率・効果的な運営のための民間移管
- 統廃合による認定こども園化

認定こども園

- 既存施設の役割・機能の強化

地区	施設名
北小学校区	桃沢幼稚園
長泉小学校区	北こども園
	長泉幼稚園
	中央保育園
南小学校区	南こども園
	東幼稚園
	竹原保育園



公立	民間	時期
桃沢幼稚園 (認定こども園化検討)		
北こども園		
—	認定こども園 (民設民営)	令和12年度～
—		
南こども園 (統廃合)	—	「公立幼稚園の施設存続の基準」 による
	—	
—	竹原保育園 (民間移管)	令和12年度～

民営化ガイドラインの方針における基本的な考え方

民営化にあたっては、当該ガイドラインにおいて民営化に関する基本的なルールや基準を示すことで、保護者等の民営化に関する不安を解消するとともに、優良な事業者の参入や安定的・継続的な施設運営を目指した円滑な移管を行うよう努めます。

児童の安定した園生活の継続を第一に考え、保護者との信頼関係の構築が図られるよう、基本的事項として下記の考え方をもとに民営化を進めていきます。

情報の透明化・保護者協議の実施

民営化の内容やスケジュール等について随時情報提供するとともに、保護者と意見交換や協議を行います。

事業者選定における質等の確保

教育・保育の質を確保し、多様化するニーズに対応したサービスの充実が見込まれる事業者を選定します。

丁寧な引継ぎ及び共同保育の実施

在園児への影響を考慮した引継ぎ及び共同保育を行う等、引継ぎ期間を十分に確保した上で移管します。



説明内容

1 教育・保育施設再配置の概要

2 民営化の手法について

3 民営化で変わること

4 今後のスケジュールについて

■ 2 民営化の手法について

民営化の手法は主に 2 種類に分けられます。

公設民営方式

設置主体は町、運営のみ民間事業者へ移管する手法

民設民営方式

設置主体を含めて民間事業者へ移管する手法

▼ 竹原保育園の民営化は “公私連携” + 『公設民営方式』

1 事業者の選考

令和 9 年度

- ・ 募集要項及び選定基準を「事業者評価委員会」にて協議の上決定
- ・ 基準に基づいた公募により事業者を選考

2 引継ぎ・共同保育

令和11年度～

- ・ 移管先の施設長、主任予定者を中心に在園児の様子を含めた運営事項の引継ぎを行う
- ・ 直近数ヶ月～は町職員と共同保育を実施
- ・ 三者協議会にて運営状況の確認、情報共有や課題の解決を実施

3 開園

令和12年度～

今回の民営化は『**公私連携**』として実施します

？ 公私連携とは

公私連携施設とは、町が運営主体である民間法人と連携し公有設備等の支援を行うとともに、**提供する保育の適切な運営について町が関与する**ことを明確にした上で、**町と法人が協定を締結**し運営を行う施設のことです。

当該手法では、民営化された後も、**公立の保育内容を引継ぎつつ**、民間視点からのより柔軟な運営が期待できます。

運営方針の根幹は変わりませんが、民営化による在園児への影響を最小限とするために**協定に基づき、町も介入した民営化前の引継ぎ・民営化後の管理指導**を行います

①三者協議会の設置

保護者・事業者・町の三者間で構成される組織として、民間移管前後に、保育園の運営方針や保育内容を協議します。

②引継ぎ・共同保育

民営化1年前から事業者へ運営事項等の引継ぎを行い、民営化直前3か月間は、町の職員と移管先事業者と共同保育に従事します。

③町職員の派遣

民営化前に竹原保育園に勤務していた主任等を、原則として1年間派遣し、適切な教育・保育の確認を行います。

④町による実地調査

民営化後も町による実地調査を定期的を実施し、運営状況や遵守事項等の確認を行います。必要と認めた場合は指導・助言を行います。



説明内容

1 教育・保育施設再配置の概要

2 民営化の手法について

3 民営化で変わること

4 今後のスケジュールについて

■ 3 民営化で変わること

項目	現状
設置・運営区分	町直営
従事する職員	町の正規職員及び会計年度任用職員
開園日	町規則に則る
保育料	町規則に則る
延長・預かり保育料・副食費	町規則に則る
給食	自園調理
行事・地域活動等	各園ごとに実施



民営化後
民営（公私連携）
民間事業者に雇用された保育士 ※町会計年度任用職員が引き続き民間で雇用され勤務できるよう働きかけ・要請を行う ※事前に町職員の引継ぎ・共同保育を実施
開園日は原則変わりません
保育料は変わりません ※引き続き町規則に則るものとなります
民間事業者にて設定 ※民営化前に実施する三者協議会にて協議
アレルギー対応の自園調理を原則とする
従前の行事や活動は原則として継続実施



説明内容

1 教育・保育施設再配置の概要

2 民営化の手法について

3 民営化で変わること

4 今後のスケジュールについて

■ 4 今後のスケジュールについて

年度	月	主なスケジュール	備考
令和8年度	7月～	保護者説明会	
令和9年度	12月～	事業者公募、事業者評価委員会による選考	
令和10年度	7月頃	移管先事業者の決定	
		三者協議会の設置	保護者、事業者、町
		協定の締結	保育内容等の取り決め事項
令和11年度		保育内容の引継ぎ及び共同保育	公立園にて実施
令和12年度	4月	民間移管開始	町職員（主任）を一定期間派遣

※令和8年7月時点のスケジュールのため、変更となる可能性があります

各クラス別の予定

年度	スケジュール	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
令和 8 年度		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
令和 9 年度	事業者募集	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	卒園
令和10年度		2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	卒園	
令和11年度		3 歳児	4 歳児	5 歳児	卒園		
令和12年度	民営化開始	4 歳児	5 歳児	卒園			

現在 0 歳児、1 歳児クラスの児童の方は、民営化後の保育園へ通園予定となります。

民営化前・民営化後において保護者の意見をいただく場所

令和8年度

① 長泉町による保護者アンケートの実施（実施済）

令和9年度

② 長泉町による保護者説明会（本日～民営化前まで必要に応じて実施）

令和10年度

③ 保護者代表が参加する事業者評価委員会

……移管事業者募集にあたり、募集要項内容や評価基準の精査を行います。

令和11年度

④ 事業者決定後の三者協議会（保護者、事業者、町）

……事業者決定から移管前においては、運営方針、保育の内容、運営及び職員体制等について協議を行います。

令和12年度

⑤ 民営化後の三者協議会（保護者、事業者、町）

……民営化後は、運営状況の確認、情報共有や課題の解決を行います。

関係資料・ホームページのリンク先一覧

※ すべて町ホームページのリンクです

● 長泉町公立教育・保育施設再配置計画



● 長泉町公立教育・保育施設民営化ガイドライン



● 再配置計画に基づく公立園の民営化専用ページ



※ 保護者説明会の資料・今後の進捗状況や情報共有については、民営化のページに集約し、アップロードしていきます。